

令和元年5月10日  
住宅局建築指導課

## 既存建築ストックの活用を後押しする 改正建築基準法の基準の詳細を解説します！

～H30改正建築基準法に関する説明会（第3弾）、本日より参加申込の受付開始～

国土交通省では、6月10日より全国10都市において、昨年6月27日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律」に関する説明会（第3弾）を開催します。  
新基準を用いて設計を行う設計者や審査機関など幅広く対象とします。

※設計者と審査機関では申込先等が異なります。

国土交通省では、平成30年6月27日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律」について、法改正の内容全般に加えて、公布後1年以内に施行する改正内容に関連する政省令・告示の概要の更なる周知を行うため、「平成30年改正建築基準法に関する説明会（第3弾）（審査者向け）」を以下のとおり開催することと致しました。

また、各会場において（一財）日本建築防災協会の主催（有料）により「平成30年改正建築基準法に関する説明会（第3弾）（設計者向け）」が同日に開催されます。

- (1) 主な対象者：【審査者向け】特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、指定性能評価機関、指定認定機関、地方整備局の職員  
【設計者向け】設計事務所等の設計者、建築基準法に関わる業務に携わる方々
- (2) 日時・場所：全国10都市（詳細は別紙）
- (3) 説明時間：3時間程度
- (4) 主な内容：法改正の内容全般、  
公布後1年以内に施行する改正内容に関連する政省令・告示の概要
- (5) 講師：国土交通省担当官
- (6) 参加費：【審査者向け】無料  
【設計者向け】有料（10,000円 税込、テキスト代含む）
- (7) 参加方法：事前の申込みが必要です。以下ホームページより申込み願います。
- (8) 申込期間：【審査者向け】令和元年5月10日～開催日5日前まで  
【設計者向け】令和元年5月10日～6月3日まで

### <申込み先>

【審査者向け】第3弾説明会事務局

ホームページ：<https://koushuukai.com/kijunhou3/>

問合せ先：0120-117-802（受付時間：9～18時、土日祝祭日除く）

【設計者向け】第3弾説明会事務局

ホームページ：<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/workshop/>

（一般財団法人日本建築防災協会 講習・検定）

T E L：03-5512-6451

### <問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 建築指導課 平山、吹抜

T E L 03-5253-8111（代表） 内線39-538、39-545

03-5253-8513（直通）

F A X 03-5253-1630